

## 食糧費の支出に関する公文書の公開基準

項 目		公開基準	説 明	
開催日時		公開	従前どおり公開	
開催場所		公開		
出席者	本市側	所属		公開
		職名		公開
		氏名	公開	
	相手方	団体名	原則公開	公開することにより、意思形成若しくは行政運営に著しい支障が生じるおそれがある場合は、例外として非公開とする必要があるため、「原則公開」とする。
所属		原則公開		
職名		原則公開		
氏名		原則公開		
件 名		原則公開		
支出金額等		公開		
支出先（債権者名）		公開		
債権者の振込先金融機関・口座番号等		非公開	債権者が事業活動を行う上で、重要な内部に関する情報であり、公開することにより、当該債権者の事業活動が損なわれると認められるため「非公開」とする。	